

報道資料

平成20年1月17日(木)
奈良市都市整備部
まちづくり指導室建築指導課
内線 3418

旧ダイエー跡地におけるぱちんこ店の建築工事に対する告発について

奈良市は、アンダーツリー株式会社が奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に規定する禁止区域内において、同条例第7条の建築等中止命令を無視してぱちんこ店の建築工事を行っているため、刑事訴訟法第239条第2項により奈良警察署に告発を行いました。

1. 告発した理由

アンダーツリー株式会社が、奈良市油阪地方町8番地の1並びに油阪町1番地の95、同1番地の109、同1番地の123、同2番地の3、同2番地の45及び同461番地において平成19年11月30日から実施しているぱちんこ店の建築については、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号。以下「条例」という。)第4条第4号及び第5号に規定する建築禁止区域であり、同条例第7条により建築等中止命令書を送付(平成19年12月26日付)したが、平成20年1月10日に現場確認を行ったところ、建築工事が中止されていないため。